

マイナンバー

社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

令和2年3月版

内閣官房・内閣府
個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

目次

1. マイナンバー制度の概要	2
2. 税務関係、社会保障関係の手続	16
3. 安全管理（セキュリティ）	26
4. 法人番号	39
5. 参考資料	51

1. マイナンバー制度の概要



マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になりました。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護

など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーの利用シーン

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

こんな時、
こんな場所で
使うんだよ！



学生



奨学金の申請時に
貸与元の窓口に



アルバイトを
始める時にバイト先へ

退職後など



福祉や介護の
手続で市区町村へ



資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

就職



源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続で勤務先へ



税の確定申告などの
時に税務署へ

他にもいろいろ！
こんな時にもマイナンバー

一本使う
ものだから、
大切にね！



結婚
子育て



児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や国民健康保険会へ



パートを始める時に
パート先へ



雇用保険の
失業給付の手続で
ハローワークへ



災害時の支援制度
を利用する時に
市区町村へ



生命保険、損害保険、
共済の受取時に
保険会社や組合へ



海外送金や海外から
受取る料に
銀行や郵便局へ



年金受給の手続に
日本年金機構へ

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から**電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。**

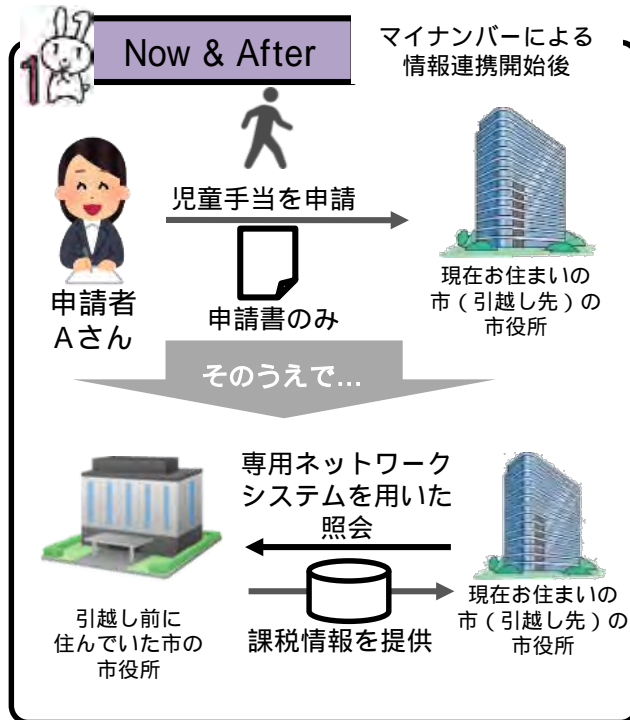
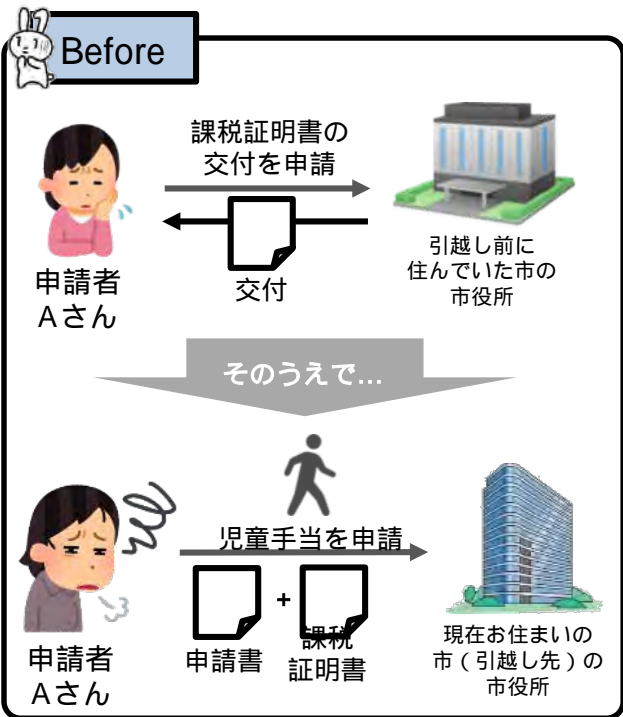
行政機関や民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる特定個人情報の種類は今までとおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 土業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始。) (既存口座で行う証券取引については、平成28年以降6年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

マイナンバーによる情報連携とは

「マイナンバーによる情報連携」とは、行政手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。



マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。

国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、
法人設立ワンストップサービスを
開始！

A サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索
や、オンライン申請(子育てワン
ストップサービス等)ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの
個人情報を検索して確認する
ことができます。

C お知らせ

行政機関等から配信される
お知らせを受信することが
できます。



令和元年10月より、新たに、
iPhoneでの利用も可能に！

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報
をやりとり(照会・提供)した
履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、
マイナポータルと一体的に使え
るようになります。

e-Tax、ねんきんネット、民
間送達サービスなど

その他のサービス

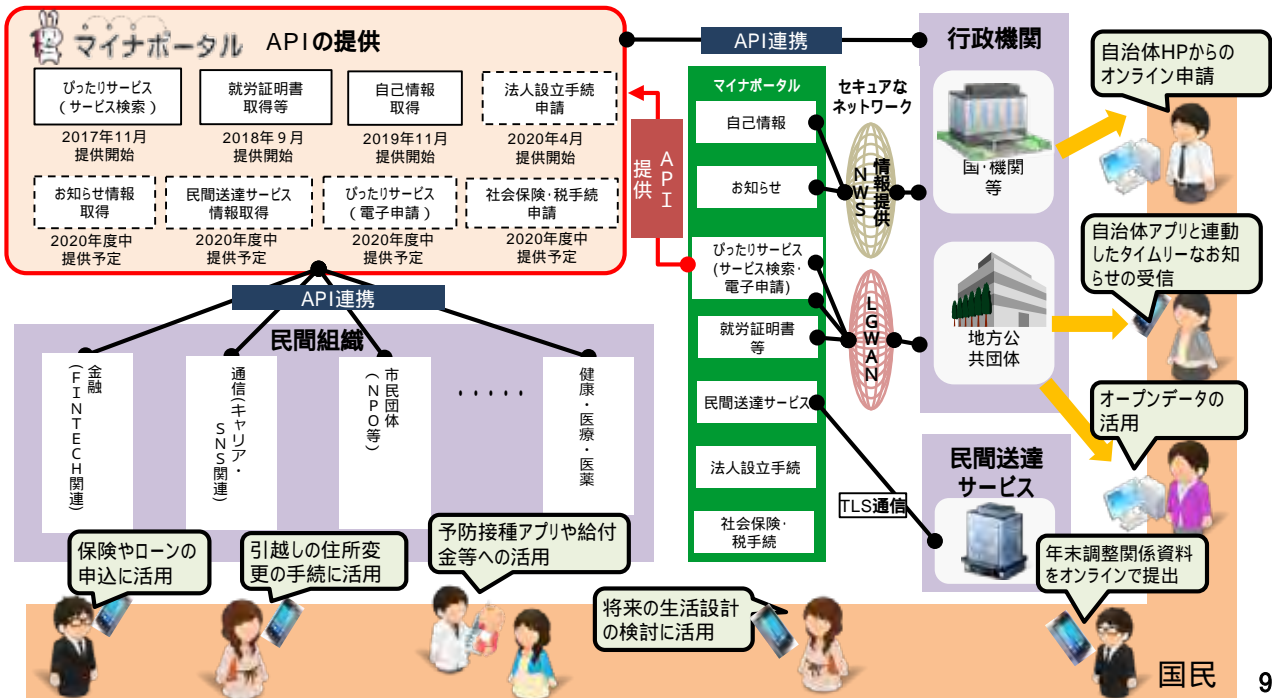
公金決済サービス

マイナポータルのお知らせから
ネットバンキング(ペイジー)や
クレジットカードでの公金決済が
できます。

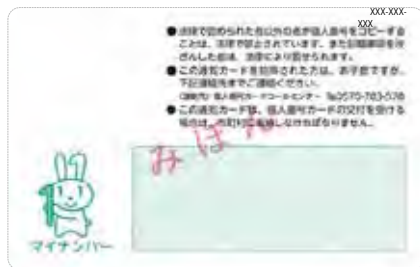
マイナポータルAPI提供について

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながる事が期待されます。

APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



通知カード



- 紙のカード（写真なし）、マイナンバーカードを受け取る際には市町村に返還
- 有効期限はなし
- 番号確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- 一般の身分証明書としては使用できない

マイナンバーカード(個人番号カード)



- プラスチック製のカード（写真付き）
- 初回交付は無料
- 有効期限は10年（20歳未満は5年）
外国人住民については有効期限が異なる場合がある。
- 番号確認と身元(実存)確認が1枚で可能
- 一般の身分証明書として使用可
- ICチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）
電子証明書の有効期限は年齢に関係なく5年

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

電子的な本人確認

✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

AIその他の様々な先端技術の活用を実現

- <例> 窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ *Society 5.0時代の必須ツール*

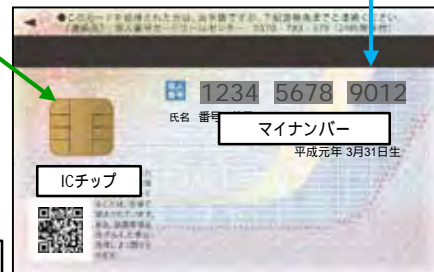
交付無料



マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に



マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記録されない。



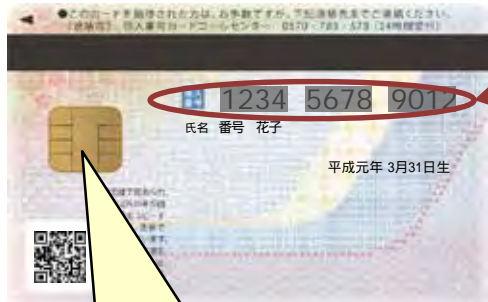
マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナンバーカードの裏面について

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 (置 太郎)
生年月日 (〇年〇月〇日)
性別 (男)
住所 (東京都千代田区霞ヶ関2-1-2)
発行番号 (S1111)
発行年月日 (〇年〇月〇日)
有効期間 (〇年〇月〇日)
発行者 (機構)
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 (R2222)
発行年月日 (〇年〇月〇日)
有効期間 (〇年〇月〇日)
発行者 (機構)
利用者証明用公開鍵

空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)

取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R2.2月対象人口:10,035万人)
- R4年度末には、対象人口1.1億人を目標に取組を更に拡大

職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県 (H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用 (TKC, NEC, NTTcom, 内田洋行が活用)

官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に (H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)

対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)

取引対象を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
Android: 119機種が対応、(R2.3月)
iPhone: 11機種 iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報 (R3.3月～予定) や服薬履歴の閲覧 (R3.10月～予定) 等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2.9月～マイナンバーカードを活用した消費活性化策 (マイナポイント)を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に (R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種カード等のデジタル化等

- デジタル・ガバメント実行計画における工程表に沿って推進 (R元.12.20閣僚会議決定)
お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、e-Tax (各種申告書への自動入力等) 等

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	交付時来庁方式 (通常の交付方式)	申請サポート方式	申請時来庁方式	出張申請受付方式
申請方法	・郵送・スマホ・パソコン・ 証明用写真機などで申請	・顔写真撮影やオンライン 申請支援など申請サ ポート 民間事業者等でも実施可 能	・行政手続などでの来庁 時に申請を受付	・企業や商業施設等に 市区町村職員が出向 き申請を受付
受取方法	市区町村窓口で受取り		本人限定郵便により自宅で受取り 再度出向いての交付も可能	
イメージ	<p>郵送又は オンライン申請</p> <p>申請者 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者</p> <p>申請サポート</p> <p>交付時に本人確認</p>		<p>申請受付</p> <p>申請者 → 市区町村 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者</p> <p>本人限定 受取郵便</p> <p>申請時に本人確認</p>	
取組例	全市区町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市 (郵便局) ・越前町 (銀行) ・守谷市 (成人式会場) ・鳴門市 (3歳児検診会場) ・栗原市 (商業施設) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市 (転入届出時) ・都城市 ・児童手当の初回申請時) ・福島市 (税申告相談時) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市 (企業) ・佐賀市 (公民館) ・神戸市 (商業施設) ・酒田市 (病院) ・杉並区 (確定申告会場) ・都城市 (携帯ショップ) 等